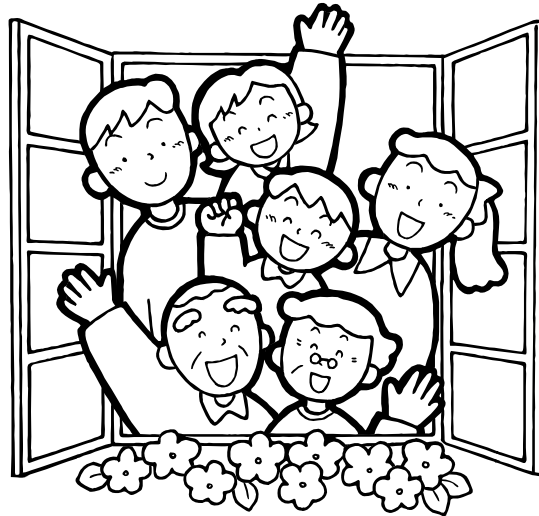


障害福祉制度のご案内



館山市 社会福祉課

電話 0470 - 22 - 3492 (直通)
FAX 0470 - 23 - 3115 (代表)

【留意事項】

- (1) この冊子は、令和5年10月現在で編集してあります。
法律や制度の改正によって、内容が変わることがありますので、詳細については、各制度の問い合わせ先等へご確認ください。
- (2) 各種サービスを受けるには、申請が必要となるものがありますので、それぞれ、お問い合わせください。

障害福祉制度は、介護保険と同様のサービスがありますが、下記のいずれかに該当される方は、介護保険サービスの対象者となります。

介護保険の対象となった方は、介護保険サービスから利用していただくこととなります。

- ・ 65歳以上で要介護等の状態にある方
- ・ 40歳以上65歳未満で特定疾病により要介護等の状態となった方

各ページ下、(奇数ページ右下、偶数ページ左下)の四角いコードは「音声コード」といいます。
専用のアプリや読み上げ装置を使うことでこの冊子の掲載内容を音声で聞くことができます。

【 目 次 】

印は該当する可能性があります。年齢、障害部位、程度、所得、世帯等により要件が異なりますので、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

	ページ	身体障害者						療 育			精神障害者 保健福祉			難病
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	1・2	A 1・2	B 1・2	1級	2級	3級	
1 相談の窓口														
1 市役所各課	1													
2 千葉県	2													
3 民間委託	3													
4 相談員	5													
2 障害手帳														
1 身体障害者手帳	7													
2 療育手帳	8													
3 精神障害者保健福祉手帳	9													
3 手当														
1 障害児福祉手当	10													
2 特別児童扶養手当	11													
3 児童扶養手当	11													
4 特別障害者手当	12													
5 重度障害者等福祉手当	13													
4 年金														
1 障害基礎年金（国民年金）	14													
2 障害厚生年金	14													
3 特別障害給付金	15													
4 心身障害者扶養年金	15													
5 医療														
1 心身障害者（児）医療費	16													
2 後期高齢者医療	17													
3 自立支援医療(更生医療)	17													
4 自立支援医療(精神通院)	18	精神疾患のため継続的な通院治療が必要な方												
5 自立支援医療(育成医療)	19	18歳未満の身体に障害がある又はそのおそれがある方												
6 特定疾病療養受給者証	20	高額の治療を長期間受ける特定疾病の方												
7 指定難病医療費助成制度	20													
6 障害者（児）福祉サービス														
障害者（児）福祉サービス	21													

	ページ	身体障害者						療育			精神障害者 保健福祉			難病
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	1・2	A 1・2	B 1・2	1級	2級	3級	
10 就労														
1 ハローワーク	4 4													
2 障害者就業・生活支援センター中里	4 4													
3 千葉障害者職業センター	4 4													
4 千葉県障害者就業支援キャリアセンター	4 4													
5 千葉県立障害者高等技術専門校	4 4													
6 知的障害者職親委託事業	4 5													
11 福祉施設														
1 指定相談支援事業者 (安房地区)	4 6													
2 入所施設・訓練施設 (安房地区)	4 7													
3 短期入所施設(安房地区)	4 8													
4 共同生活施設(市内)	4 9													
5 通所施設(市内)	5 1													
6 訪問サービス事業所(市内)	5 3													
7 障害者対応トイレ	5 4													
12 福祉団体														
1 安房都市聴覚障害者協会	5 4													
2 館山市身体障害者福祉会	5 4													
3 館山市心身障害児者 あおぞらの会	5 4													
4 館山市手をつなぐ親の会	5 4													
5 あわの虹	5 5													
6 館山市社会福祉協議会	5 5													
13 各種マーク														
障害者のための各種マーク	5 6													



1.相談の窓口



1 市役所各課

社会福祉課（館山市障害者虐待防止センター）1階 番窓口

身体、知的及び精神などに障害がある方のために、各種サービスの相談、必要な援助や障害者総合支援法にかかる障害支援区分の認定、障害福祉サービスの申請と支給決定などを行っています。また、障害者の虐待にかかわる通報や届出、支援などの相談を受けています。

所在地 〒294 - 8601 館山市北条1145 - 1 館山市役所
電話 22 - 3492 平日 8:30 ~ 17:15
22 - 3111 (市役所代表電話) 夜間及び休日
FAX 23 - 3115 (市役所代表電話)

高齢者福祉課 1階 番窓口

介護保険の要支援・要介護認定など介護保険に関することや高齢者への在宅福祉サービスの給付、高齢者福祉に関することを行っています。

所在地 〒294 - 8601 館山市北条1145 - 1 館山市役所
電話 22 - 3489 (介護保険係) 22 - 3487 (高齢者福祉係)

こども課（館山市家庭児童相談室）1階 番窓口

子育ての悩みや養育など家庭内での様々な問題についてのご相談、児童虐待の相談を受けています。

所在地 〒294 - 8601 館山市北条1145 - 1 館山市役所
電話 22 - 3496 (家庭児童相談室直通 22 - 3133)

健康課（館山市保健センター）館山市コミュニティセンター 2階

乳幼児の発達・育児相談や健康診査、一般成人の健康相談や健康診査、栄養相談、家庭訪問等、乳幼児から高齢者まで必要な支援を行っています。

所在地 〒294 - 0045 館山市北条740 - 1 館山市コミュニティセンター内
電話 23 - 3113 FAX 22 - 6560

市民課 1階 番窓口（後期高齢者医療・国民年金）1階 番窓口（国民健康保険）

国民健康保険や後期高齢者医療制度に関すること、国民年金（障害基礎年金）に関することを行っています。

所在地 〒294 - 8601 館山市北条1145 - 1 館山市役所
電話 22 - 3418 (高齢者医療年金係) 22 - 3428 (国保係)

館山市教育支援センター（E S C）館山市コミュニティセンター 3 階

館山市立小中学校に在籍する児童生徒及び保護者を対象に、不登校児童生徒への支援や様々な相談に応じます。

所在地 〒294 - 0045 館山市北条740 - 1

館山市コミュニティセンター内

電話 22 - 1732 メール Tateyama-e.s.c@soleil.ocn.ne.jp

2 千葉県

安房健康福祉センター（安房保健所）

障害児の療育相談や難病に関する相談、精神保健福祉に関する相談（心の健康相談、アルコール悩みごと相談）など、乳幼児から高齢者に至るまでの地域保健衛生全般の様々な相談に応じ、必要な指導援助を行っています。

所在地 〒294 - 0045 館山市北条1093 - 1

電話 22 - 4511 FAX 23 - 6694

君津児童相談所

療育手帳の交付や児童施設への入所等、18歳未満の児童に関するあらゆる問題について、相談・助言・調査及び医学的判定等に基づき必要な指導を行っています。必要に応じ児童の一時保護施設も設けています。

所在地 〒299 - 1151 君津市中野4 - 18 - 9

電話 0439 - 55 - 3100

千葉県障害者相談センター

身体障害者の補装具・障害者自立支援医療（更生医療）等に関する要否判定や18歳以上の療育手帳の判定など、専門的立場から医学的・心理的及び職能的判定等を行い、対象者の社会的更生を図るための相談を行っています。（予約制のため社会福祉課に申し込みください。）

所在地 〒266 - 0005 千葉市緑区誉田町1 - 45 - 2

電話 043 - 291 - 6872 FAX 043 - 291 - 8488

千葉県庁障害者福祉推進課

障害者手帳の交付に関することや障害者施策全般に関することを行なっています。

所在地 〒260 - 8667 千葉市中央区市場町1 - 1

電話 043 - 223 - 2307 FAX 043 - 221 - 3977

千葉県こころセンター（千葉県精神保健福祉センター）

こころの健康や精神障害、依存症、ひきこもりや思春期の精神保健など精神保健福祉全般に関する相談を行っています。

所在地 〒261-0024 千葉市美浜区豊砂6-1

相談専用電話（祝日、年末年始を除く）

こころの電話相談	043-307-3360	平日 9:00～18:30
依存症電話相談	043-307-3781	平日 9:30～16:30
ひきこもり電話相談	043-307-3812	

千葉県立安房特別支援学校・千葉県館山聾分校

地域の特別支援教育のセンターとして、地域に開かれた学校を目指し、年間を通して随時、発達支援、発音発語支援、教育相談や学校見学等を実施しています。

（千葉県立安房特別支援学校）

所在地 〒294-0231 館山市中里284-1

電話 28-1866 FAX 28-1917

（千葉県館山聾分校）

所在地 〒294-0055 館山市那古1672-7

電話 27-2490 FAX 27-4956

教育相談

幼稚園児から大学生、保護者、教職員、一般まで、不適応・いじめ・家庭内暴力・心の悩み・軽度発達障害など学校生活や子どもに関する相談に応じています。

所在地 〒294-0045 館山市北条402-3 南房総教育事務所安房分室内

相談専用電話 25-3398

3 民間委託

安房地域生活支援センター

障害者の自立と社会参加の促進を図るため、地域で生活する障害者の日常生活の支援、日常的な相談への対応、地域交流活動を行っています。

所在地 〒294-0813 千葉県南房総市谷向166-2

電話 36-4888 FAX 36-4889

中核地域生活支援センターひだまり

子供、障害者、高齢者などすべての方が利用できる広域の福祉総合相談機関で、解決まで継続的にかかわります。24時間体制で相談を受けています。

所在地 〒294-0014 館山市山本1155

電話 28-5667 FAX 28-5668

安房地域難病相談・支援センター（亀田総合病院）

健康福祉センター、市町村、医療機関や福祉施設等と連携しながら、難病の方とその家族の日常生活における相談・支援を行うとともに、研修会や講演会の開催、交流会・クリスマス会等の地域交流活動の支援を行っています。

所在地 〒296 - 8602 鴨川市東町929

電話 04 - 7099 - 1261（地域医療連携室）

亀田メディカルセンター（千葉県高次脳機能障害支援普及事業）

高次脳機能障害の方（事故や疾病が原因で脳の気質的病変があり、記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害であり、生活に制約がある方）とその家族や関係者のため、相談支援、就労支援、普及啓発と研修等を行う専門支援センターです。

所在地 〒296 - 8602 鴨川市東町929

電話 04 - 7092 - 2211（亀田総合病院代表）

千葉県発達障害者支援センターCAS（キャス）

千葉県から委託を受け、自閉症（高機能自閉症含む）、アスペルガー症候群や広汎性発達障害（PDD）、学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（AD/HD）などの発達障害を中心とした家族、関係者のための専門の支援センターで、発達・就労支援、普及啓発や研修も行なっています。

所在地 〒260 - 0013 （令和4年10月3日から移転）

千葉市中央区中央2-9-8 千葉広小路ビル6階0601号室

電話 043 - 227 - 8557 FAX 043 - 227 - 8559

視覚障害者総合支援センターちば

視覚障害者のために、点字広報誌及び声の広報の発行、中途視覚障害者に対して歩行訓練等を実施しています。また、社会自立を支援するためにさまざまな相談を行っています。

所在地 〒284 - 0005 四街道市四街道1 - 9 - 3

電話 043 - 424 2501 FAX 043 - 424 - 2486

千葉聴覚障害者センター

手話通訳・要約筆記者に関すること、書籍販売、障害のある方の生活全般の相談・支援等を行っています。(365日対応 9時00分～17時30分)

所在地 〒260-0022 千葉市中央区神明町204-12

電話 043-308-6372 FAX 043-308-5562

千葉いのちの電話

いつでも、だれでも、どんな悩みでも・・・市民ボランティアによる心の電話相談です。

所在地 〒260-0012 千葉市中央区本町3-1-16

電話 043-227-3900(365日 24時間開設)

0120-783-556(毎月10日)

4 相談員

身体障害者相談員

地域の障害者の各種更生援護の相談に応じ、必要な指導及び助言にあたっています。連絡先は社会福祉課へお問い合わせください。

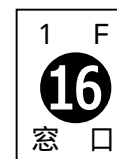
知的障害者相談員

地域の知的障害者の各種相談に応じ、必要な指導及び助言にあたっています。連絡先は社会福祉課へお問い合わせください。

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱を受けて一定の地域を受け持ち、地域社会の福祉増進を図るため、市内の各地区に配置されており、福祉関係全般の相談に応じています。連絡先は社会福祉課へお問い合わせください。

2. 障害手帳



1 身体障害者手帳..... 社会福祉課 障害福祉係 ☎ 2 2 - 3 4 9 2

身体障害者（児）が各種の援護を受けるための手帳です。

肢体（上肢・下肢・体幹移動機能）目、耳、平衡機能、音声言語、そしゃく、心臓、呼吸器、腎臓、膀胱、直腸、小腸、免疫機能、肝機能に障害がある方で、身体障害者福祉法第15条第1項の指定医による診断書によって、都道府県で審査し、障害認定を受けた方に手帳は交付されます。障害部位により1級から7級まで等級があります。

【交付対象者】

都道府県から障害認定を受けた方（7級のみの場合は、手帳は交付されません）

【交付申請手続き】

次の書類をそろえ、社会福祉課に申請してください。（各用紙は社会福祉課にあります）

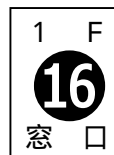
- （1）身体障害者手帳交付申請書
- （2）指定医の診断書（意見書）
- （3）本人の写真1枚（たて4cm×よこ3cm・上半身脱帽・1年以内のもの）
- （4）マイナンバーカード

【その他の申請及び届出】

- 1．再交付申請書（手帳の紛失、破損、障害程度の変更、障害追加が生じたとき）
上記の本人の写真（たて4cm×よこ3cm・上半身脱帽・1年以内のもの）1枚が必要です。
障害程度の変更又は障害追加の場合は、指定医の診断書（意見書）が必要です。
- 2．手帳返還届（死亡又は障害の程度が軽くなり障害者に該当しなくなったとき）
- 3．居住地（氏名）等変更届（転居、転入による住所又は氏名が変わったとき）
転出された場合は、新居住地に届出をしてください。

3 精神障害者保健福祉手帳

社会福祉課 障害福祉係 ☎ 2 2 - 3 4 9 2



一定の精神障害の状態にあることを証する手段となり、手帳の交付を受けた方に対し、各方面からの協力を得て各種の支援策を講じやすくするものです。

精神疾患（機能障害）の状態とそれに伴う生活能力障害の状態の両面から総合的に判定し、都道府県が認定した方に交付されるもので、1級から3級まで等級があります。有効期間は2年間です。有効期間の延長を希望する場合は、更新の手続きが必要です。

【交付対象者】

千葉市以外の県内に居住し、精神疾患を有する方のうち、精神障害のために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方。初診日から6か月以上経過していること。

【交付申請、更新及び障害程度の変更の手続き】

次の書類をそろえて、申請してください。（各用紙は社会福祉課にあります）

更新の申請は、有効期限が満了する3か月前から手続きができます。

- (1) 障害者手帳申請書
- (2) 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）または障害(精神)年金証書の写し
（年金証書で申請する場合は、同意書が必要です）
- (3) 本人の写真1枚（たて4cm×よこ3cm・上半身脱帽・1年以内のもの）
- (4) 障害年金証書で申請する場合は、年金振込通知書の写し
- (5) マイナンバーカード

【その他の申請及び届出】

- 1. 障害者手帳再交付申請書（手帳の紛失や破損が生じたとき）
上記の写真1枚が必要です。
- 2. 障害者手帳記載事項変更届（転居、転入あるいは氏名が変わったとき）
- 3. 障害者手帳返還届（障害者（児）が死亡、本県以外から手帳の交付を受けたとき又は手帳が不要になったとき）

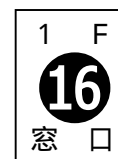
県外及び千葉市へ転出された場合は、新居住地で手帳交付申請をしてください。

3.手当



1 障害児福祉手当

.....社会福祉課 障害福祉係 ☎ 2 2 - 3 4 9 2



精神又は身体に重度の障害を有するために、日常生活において常時介護を要する20歳未満の在宅障害児に手当を支給します。特別児童扶養手当との併給は可能です。

【支給要件及び支給対象者】

常時介護を必要とする20歳未満の方

1. 身体障害者手帳おおむね1級、2級の一部
2. 療育手帳おおむねA、Aの1、Aの2
3. その他、医師の診断書により同程度に相当する障害

障害程度は目安です。それぞれ個別の基準が設けられていますので、お問い合わせください。

【所得、支給制限】

1. 本人又は扶養義務者等の所得が、一定額を超える場合は支給されません。
2. 障害を支給事由とする年金給付を受けていないこと。
3. 施設に入所していないこと。(通所施設は受給可能)

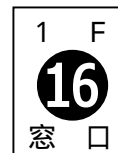
【手当額及び支給方法】

月 額：15,220円(手当額は変わる可能性があります)

支給方法：年4回口座振込(5月、8月、11月、2月)

2 特別児童扶養手当

社会福祉課 社会福祉係 ☎ 2 2 - 3 2 1 3



精神又は身体に重度又は中度の障害を有するため、日常生活において介護を必要とする20歳未満の児童を育てている父母又は養育者に支給される手当です。

【支給要件及び支給対象者】

次のいずれかに該当する児童を育てている父母又は養育している方

1. 身体障害者手帳おおむね1級から3級
2. 療育手帳A、Aの1、Aの2、Aの1、Aの2 Bの方は診断書により決定
3. その他、医師の診断書により同等と認められる方

【所得、支給制限】

1. 本人又は扶養義務者等の所得が、一定額を超える場合は支給されません。
2. 施設に入所していないこと。(通所施設は受給可能)

【手当額及び支給方法】

月 額：特別児童扶養手当等級 1級 53,700円、2級 35,760円
(手当額は変わる可能性があります)

支給方法：年3回口座振込(4月、8月、12月)

3 児童扶養手当

社会福祉課 児童福祉係 ☎ 2 2 - 3 7 5 0



生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長のために支給される手当です。

【支給要件及び支給対象者】

父又は母が重度(国民年金の障害等級1級程度)の障害にあり、児童を監護している母又は監護し生計を同じくする父、又は父母に代わってその児童を養育している方
児童が18歳に達する日の属する年度の3月31日まで。ただし、児童が心身に中程度以上の障害がある場合は、20歳未満まで受けられます。

【所得、支給制限】

1. 受給者本人又は配偶者及び扶養義務者等の所得制限があります。
2. 父又は母(重度の障害)に支給される公的年金給付額の加算対象となっているとき等。

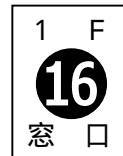
【手当額及び支給方法】

月 額：全部支給：44,140円 一部支給：44,130円～10,410円
(手当額は変わる可能性があります)

支給方法：年6回口座振込(1月、3月、5月、7月、9月、11月)

4 特別障害者手当

社会福祉課 障害福祉係 ☎ 2 2 - 3 4 9 2



精神又は身体に著しい重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の在宅障害者に手当を支給します。

【支給要件及び支給対象者】

日常生活に常時特別な介護を必要とする20歳以上の方

1. 療育手帳おおむね^Aの1(一部^Aの2)
2. 最重度の精神障害
3. 次の障害が2つ以上ある方、身体障害者手帳おおむね1級(一部2級)療育手帳おおむね^Aの2
4. その他、医師の診断書により同程度に相当する障害
障害程度は目安です。それぞれ個別の基準が設けられていますので、お問い合わせください。

【所得、支給制限】

1. 本人又は扶養義務者等の所得が、一定額を超える場合は支給されません。
2. 病院及び診療所等へ3か月を超えて入院していないこと。
3. 施設に入所していないこと。(通所施設は受給可能)

【手当額及び支給方法】

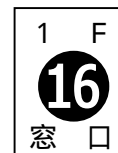
月 額：27,980円

(手当額は変わる可能性があります)

支給方法：年4回口座振込(5月、8月、11月、2月)

5 重度障害者等福祉手当

社会福祉課 障害福祉係 ☎ 2 2 - 3 4 9 2



在宅重度知的障害者、ねたきり身体障害者又はそれらの方を介護する方に支給する手当です。ただし、特別障害者手当、経過的福祉手当及び介護保険給付を受給している場合は除きます。

【支給要件及び支給対象者】

1. 在宅重度知的障害者

療育手帳の程度が A、A の 1、A の 2、A の 1、A の 2 と判定された 20 歳以上の在宅の方又はその方を介護する家族

障害者相談センターで重度と判定された方でもよい。

2. ねたきり身体障害者

自宅において、おおむね 6 か月以上ねたきりで、入浴、食事及び排便等の日常生活に人手を必要とする 20 歳以上 65 歳未満の方又はその方を介護する家族

【所得、支給制限】

1. 本人若しくはその養護者又はその扶養義務者等の所得が、一定額を超える場合は支給されません。
2. 施設に入所していないこと。(通所施設は受給可能)
3. 特別障害者手当、経過的福祉手当を受給していないこと。
4. 介護保険法に規定する介護給付等を受給していないこと。

【手当額及び支給方法】

月 額：8,650円

支給方法：年 3 回口座振込(7月、11月、3月)

4.年金



1.障害基礎年金（国民年金）

1 F

市民課 高齢者医療年金係 ☎ 22 - 3418 窓口

【支給対象者】

国民年金加入中に初診日（初めて医師の診療を受けた日）がある傷病で、初診日から1年6か月経った時、または1年6か月以内でも症状が固定した時に請求できます。

初診日から1年6か月が20歳前のときは、20歳になった時に請求できます。ただし、所得制限があります。

初診日から1年6か月後に請求せず、その後に障害が重くなった場合は、65歳になるまで請求できます。

【支給要件】

障害等級（国民年金法による1級、2級）が該当していること。

身体障害者手帳の等級とは異なります。

一定の納付要件を満たしていること。

支給要件は、 と の両方の条件を満たすことが必要です。

【年金額】

年 額：障害基礎年金1級相当に該当する方 993,750円

障害基礎年金2級相当に該当する方 795,000円

他の公的年金を受給しているとき、基準額以上の所得があるときは、支給されないことがあります。

2.障害厚生年金

木更津年金事務所 ☎ 0438 - 23 - 7616

ねんきんダイヤル ☎ 0570 - 05 - 1165

厚生年金加入中にかかった傷病がもとで、からだに障害が残ったとき、または1年6か月経っても治らないとき一定の障害に該当する場合に支給されます。

3 特別障害給付金

1 F

市民課 高齢者医療年金係 ☎ 22 - 3418

窓口

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設されました。

【支給対象者】

- (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- (2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害状態にある方が対象となります。ただし、65歳に達する日の前日までに障害状態に該当された方に限られます。
なお、障害基礎年金や当該障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

【所得、支給制限】

- 1 所得により支給が停止される場合があります。
- 2 老齢、遺族年金などを受給している方は、支給が制限される場合があります。

【手当額及び支給方法】

月 額：障害基礎年金1級相当に該当する方 53,650円
障害基礎年金2級相当に該当する方 42,920円

支給方法：年6回口座振込（2月、4月、6月、8月、10月、12月）

4 心身障害者扶養年金

1 F

16

窓口

社会福祉課 社会福祉係 ☎ 22 - 3213

心身障害者を扶養している方が毎月一定の掛金を納めていただくと、加入者が死亡又は重度障害者になった場合、障害者に終身一定の年金が支給される制度です。

【加入資格】

次のいずれかに該当する方を現に扶養している65歳未満の保護者

- (1) 療育手帳所持者
- (2) 身体障害者手帳所持者で1級から3級の障害がある方
- (3) 精神または身体に永続的な障害のある方で、その障害の程度が(1)または(2)と同程度と認められる方

【掛 金】 低所得世帯の方は、掛金の減額が受けられます。

1口 月額 9,300円～23,300円（加入者の年齢により異なる）

【給付額】

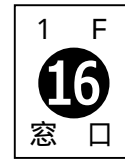
1口 月額20,000円

5.医療



1.心身障害者(児)医療費

社会福祉課 社会福祉係 ☎ 2 2 - 3 2 1 3



障害者(児)が病気などで治療を受けた場合、保険診療の自己負担分医療費の助成をうけられます。

【対象者・助成方法・自己負担について】

障害の等級		助成方法	自己負担
身体障害者手帳	1級 2級	受給資格登録申請をした後、市から交付される「 重度心身障害者(児)医療費助成受給券 」を医療機関窓口で提示することで助成が受けられます。	<u>住民税所得割課税世帯</u> 通院1回・・・300円 入院1日・・・300円 調剤・・・自己負担なし
療育手帳	A Aの1 Aの2 Aの1 Aの2		<u>住民税所得割非課税世帯</u> 通院、入院、調剤 ……自己負担なし
精神障害者保健福祉手帳	1級		
身体障害者手帳	3級 4級	心身障害者医療費支給申請書に領収書を添付して市社会福祉課に申請することで助成が受けられます。	通院1回・・・600円 入院1日・・・600円 調剤・・・600円
療育手帳	Bの1 Bの2		

入院時の食事代は助成の対象外です。

加入の健康保険から高額療養費、付加金が支給される場合は、それらを差し引いた額を支給します。

診療月の翌月から申請の受付をします。毎月末日までに受付した申請書は、翌々月末日に支給。(都合により変更となる場合があります)

【次のいずれかに該当する方は、医療費助成の対象外です。】

上記の表の障害の等級に当てはまる場合でも、以下の3点のいずれかに該当する場合は、医療費助成は受けられません。

- 65歳以上で新たに身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付・再交付を受けた方のうち、後期高齢者医療の被保険者の資格を有する方
- 医療保険同一世帯の住民税所得割の合計額が235,000円以上ある方で、高額治療継続者ではない方
- 生活保護の医療扶助を受給中の方

2 後期高齢者医療の繰上げ

1 F

市民課 高齢者医療年金係 ☎ 22 - 3418

窓口

65歳以上の方で身体障害者手帳1から3級及び4級の一部(音声、言語、下肢1・3・4号)療育手帳Aの1、Aの2、Aの1、Aの2、精神障害者保健福祉手帳1級又は2級、障害基礎年金1級又は2級に該当する方は、市民課へ申請し(千葉県)後期高齢者医療広域連合の認定を受けた日から医療が受けられます。

なお、医療を受ける際の負担割合や、保険料を含め試算しますので、事前にご相談下さい。

3 自立支援医療(更生医療)

1 F

16

社会福祉課 障害福祉係 ☎ 22 - 3492

窓口

一般治療で既に治癒した障害者に対し、障害の軽減・進行の防止・機能回復のため行う治療(手術)で、費用の一部を公費負担する制度です。

【対象者】

18歳以上で身体障害者手帳を所持しており、手帳に記載されている障害に対して障害を取り除くため、あるいは軽減させるため行われる下記医療等を受ける方

【対象医療(例)】

視覚障害 網膜剥離術、角膜移植術、水晶体摘出等
聴覚障害 外耳形成術、鼓膜穿孔閉鎖術等
肢体障害 人工関節置換術、関節形成術等
心臓障害 人工弁置換術、ペースメーカー埋込術、冠動脈バイパス術等
腎臓障害 人工透析、腎移植術等
小腸障害 中心静脈栄養法
免疫障害 抗HIV療法等
肝臓障害 肝臓移植等

【申請手続】

医療(手術)を受ける前に、申請手続きが必要となります。

【費用】

原則、医療費の1割が自己負担となります。

同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とし、世帯の所得水準等に応じ1か月の自己負担額に上限が設定されています。

【所得区分の認定】

受診者の属する「世帯」のうち、各医療保険制度で保険料の算定対象となっている方(健康保険等の被用者保険では、被保険者本人、国民健康保険では被保険者全員)に係る市民税の課税状況に基づき認定します。

なお、課税状況によっては、対象にならない場合もあります。

4 自立支援医療（精神通院）制度

社会福祉課 障害福祉係 ☎ 22 - 3492

1 F

16

窓口

精神疾患により継続した通院医療が必要と認められた場合に、医療機関等での自己負担金が、原則として1割で受診できます。有効期限は、市が申請書を受理した日から1年以内で、必要に応じ継続して申請することができます。

受給者には、県から受給者証が交付されます。受給者証の「指定医療機関名」欄に記載されている病院・診療所・薬局・訪問看護事業所において、制度が適用されます。

【対象者】

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する方で、継続的な通院医療が必要な状態にある方。

【申請手続】

次の書類をそろえて、申請してください。再認定の申請は、毎年必要であり、有効期間が終了する3か月前から手続きができます。

- (1) 申請書
- (2) 診断書 【2年に1回の提出。ただし、治療方針に変更がある場合や有効期限を過ぎた場合は、新たに診断書が必要となります。】
- (3) 課税状況等の確認をするための同意書
- (4) 自立支援医療受給者証（精神通院）
- (5) 受診者の健康保険証
- (6) 障害年金等を受給している方は、年金額がわかるもの（例：年金振込通知書あるいは年金が振り込まれている通帳）
- (7) マイナンバーカード
- (8) 印鑑

【費用】

原則、医療費の1割が自己負担となります。

同じ医療保険に加入する方を「世帯」とし、課税状況又は受給者の収入（所得区分）及び疾病の程度により、1か月の自己負担額に上限が設定されます。

【所得区分の認定】

所得区分の認定は、受診者の属する「世帯」のうち、各医療保険制度で保険料の算定対象となっている方（健康保険等の被用者保険では被保険者本人、国民健康保険では被保険者全員）に係る市民税の課税状況に基づき認定します。

5 自立支援医療（育成医療）制度

社会福祉課 障害福祉係 ☎ 22 - 3492



身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童が、その障害を除去・軽減する効果が期待できる手術等の治療を行う場合の医療費を一部公費負担する制度です。

【対象者】

身体に障害のある児童又は現存する疾患がこれを放置すれば将来障害に至ると認められる児童であり、確実に治療効果が期待できる方

【対象医療（例）】

視覚障害 白内障手術等
聴覚障害 形成術
言語障害 形成術、手術後に歯科矯正が必要な方 歯科矯正
肢体障害 関節形成術、関節置換術、及び義肢装着のための断端形成術等
心臓障害 弁口、心室心房中隔に対する手術、ペースメーカー埋込術等
腎臓障害 人工透析、腎臓移植術等
肝臓障害 肝臓移植術等
小腸障害 中心静脈栄養法
免疫障害 抗HIV療法等
その他の先天性内臓障害 外科手術

【申請手続】

医療（手術）を受ける前に、申請手続きが必要となります。

【費用】

原則、医療費の1割が自己負担となります。

同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とし、世帯の所得水準等に応じ1か月の自己負担額に上限が設定されています。

【所得区分の認定】

受診者の属する「世帯」のうち、各医療保険制度で保険料の算定対象となっている方（健康保険等の被用者保険では被保険者本人、国民健康保険では被保険者全員）に係る市民税の課税状況に基づき認定します。

なお、課税状況によっては、対象にならない場合もあります。

6 特定疾病療養受給者証

高額の治療を長期間受ける必要のある特定疾病の方は、毎月の自己負担が1万円まで(ただし、人工透析者の70歳未満の上位所得者は2万円)とし、それを超える部分を医療保険者で負担します。

【対象者】

- (1) 人工透析が必要な慢性腎不全
- (2) 血友病
- (3) 抗ウイルス剤の投与を受けている後天性免疫不全症候群(HIV感染症)

【手続き】

加入している健康保険から、「受給者証」又は「認定証」の交付を受けてください。

【問い合わせ先】 各加入医療保険者

7 指定難病医療費助成制度

安房健康福祉センター(安房保健所)地域保健福祉課 ☎ 22-4511

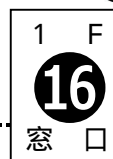
難病のうち国が定めた基準に該当する338疾患(指定難病)において、指定難病の患者に対し、特定の医療に要した費用について医療費を支給される制度です。ただし指定医による診断であっても、症状や状態が国の定める基準を満たしていない時は認定されません。

6.障害者（児）福祉サービス



社会福祉課 障害福祉係

☎ 2 2 - 3 4 9 2



障害のある人（障害者）を対象とした障害福祉サービスは、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。このうち、自立支援給付は、日常生活に必要な介護を受けられる「介護給付」と自立した生活をしていくための訓練を受けられる「訓練等給付」に分けられます。また、障害のある18歳未満の児童（障害児）を対象とした「障害児通所支援」があります（障害の内容によっては、自立支援給付が利用できる場合があります）。

【対象者】

身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）、難病の方（366疾患）
介護保険による給付が受けられる方は、介護保険制度が優先となります。

【サービスの種類と内容】

	サービスの種類		サービスの内容
介護給付	居宅介護 （ホームヘルプ）	身体介護	自宅で、入浴・排せつ・食事などの手助けを行います。
		家事援助	自宅で、調理・洗濯・買物などの家事の手助けを行います。
		通院等介助	通院先や官公署等への移動や公的手続の介助を行います。
		通院等乗降介助	ヘルパーが運転する車両への乗り降りの介助や乗車前・降車後の移動等の介助を行います。
	重度訪問介護		重度の肢体不自由で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴・排せつ・食事などの手助け、外出時における移動の支援などを総合的に行います。
	重度障害者等包括支援		介護の必要性がとても高い方に、自宅で、入浴・排せつ・食事などの手助け、外出時における移動の支援などを総合的に行います。
	同行援護		重度の視覚障害で、一人での移動が難しい方に、移動の時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排せつ、食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護		自己判断能力が制限されていて、一人での移動が難しい方が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	

短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護をしている家族などが一時的に障害のある方を介護できないときに、短期間、施設に宿泊し、入浴・排せつ・食事などの手助けを行います。
生活介護	常時介護が必要な方に、施設で昼間、入浴・排せつ・食事などの手助けを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療が必要で、常に介護も必要な方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理・看護・介護及び日常生活の世話をを行います。
施設入所支援	自宅での生活が難しく、施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事などの手助けを行います。

サービスの種類		サービスの内容	
訓練等 給付	自立訓練	機能訓練	一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
		生活訓練	一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援		一般企業などで働くことを希望する方に、一定期間、働くために必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型=雇用型、B型=非雇用型)		一般企業などで働くことが難しい方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援		一般就労に移行した方に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
	自立生活援助		一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問等により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)		夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
障害児 通所支援	児童発達支援		未就学児を対象にして、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
	放課後等デイサービス		就学児を対象にして、授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
	保育所等訪問支援		保育所などに通う児童を対象にして、支援員が施設に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

【利用の手続き】

お持ちいただくもの：認印、マイナンバーカード（マイナンバーの分かるもの）
申請から利用開始まで、1～3カ月かかります。

支給決定期間は原則として1年です。支給決定期間が切れる場合は市から申請書類を送付しますので、社会福祉課で手続きをしてください（手続きがされない場合は、引き続いてサービスの利用ができなくなります）。

相談・申請

社会福祉課でサービスについての相談をし、必要に応じて申請します。

サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成依頼

指定相談支援事業所（46ページ）に、サービスの利用を希望する人の意見や状況に合わせた利用計画の作成を依頼します。

場合によっては、職員の聞き取りにより作成をします。

認定調査＜介護給付のみ＞

自宅等に職員（又は市から委託された調査員）が、サービスの利用を希望する本人や家族に対して、生活の状況などについて調査を行います。

審査・判定＜介護給付のみ＞

認定調査の結果と医師の意見書を基にして、障害の特性や心身の状態に合わせて必要とされる支援の度合い（障害支援区分）を判定します。

支給決定

サービス等利用計画（障害児支援利用計画）や障害支援区分を基に、利用できるサービスの支給が決定され、障害福祉サービス受給者証が交付されます。

利用契約・利用開始

事業者（46ページ）と契約をして利用します。利用できるのは、障害福祉サービス受給者証に記載された支給量の範囲内で、利用した費用の原則として1割（上限額あり）を事業者に支払います。

事業者が分からない場合は、指定特定相談支援事業所や社会福祉課に相談してください。

【利用者負担】

原則として、利用したサービス費用の1割です。ただし、世帯の収入状況によって負担上限額が設定されています。

同一世帯に障害福祉サービスを利用する方が複数おり、上限月額を超えた場合はご相談ください。

障害者の利用者負担（障害者本人と配偶者の所得で判断します。）

区分	世帯の収入状況	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯（所得割16万円未満） 入所施設利用者（20歳以上）グループホーム利用者は除きます。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

障害児の利用者負担（保護者の属する住民基本台帳での世帯で判断します。）

区分	世帯の収入状況	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯（所得割28万円未満）	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

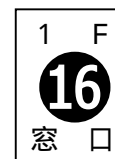
利用者負担の助成制度があります。

7.日常生活援助



1 補装具の購入・修理

社会福祉課 障害福祉係 ☎ 22 - 3492



身体上の障害を補い日常生活の向上を図るため、補装具の購入・修理が受けられます。介護保険等他の法律に基づく給付が受けられる方は、他法による給付が優先されます。

【対象者】 身体障害者手帳の交付を受けた身体障害者及び難病患者等

【補装具の種類】

【身体障害者（児）が対象】

義肢（義手・義足）	装具（下肢装具・靴型装具等）	視覚障害者安全つえ	車いす
義眼	眼鏡	補聴器	歩行器
電動車いす	重度障害者用意思伝達装置	座位保持装具	歩行補助つえ

【18歳未満の方のみが対象】

座位保持いす	起立保持具	頭部保持具	排便補助具
--------	-------	-------	-------

【所得制限】

対象者の世帯の所得合計が一定額を超える場合は、支給されません。

【費用】

原則として1割負担。生活保護世帯、又は市民税非課税世帯は無料。

身体障害者は、本人と配偶者で「世帯」とみなして費用の判定をします。

【申請手続】

補装具の種類によっては、医師の意見書や千葉県中央障害者相談センターの判定が必要になります。必ず購入前に申請をしてください。

購入後の申請は助成の対象になりません。

相談・申請（補装具により、流れや必要性が異なることがあります。）

↓

面接

↓ 職員が住環境や補装具の使用について調査をします。

要否判定

↓ 指定の会場で、専門職員、判定医とともにどのような補装具支給が一番最適か相談します。

決定通知

↓ 補装具の交付決定され、「補装具決定通知書」が郵送されます。

補装具引渡

↓

適合判定

職員が補装具が本人の身体・生活状況にあっているか使用状況等を確認します。

2 日常生活用具給付・貸与

社会福祉課 障害福祉係

☎ 22 - 3492



在宅の重度障害者（児）等に対して、日常生活上の困難を改善し、自立支援及び社会参加の促進を図るため、日常生活用具を給付又は貸与します。介護保険による給付が受けられる方は、介護保険制度が優先されます。

【日常生活用具の種類】

視覚	視覚障害者用ポータブルレコーダー 視覚障害者用拡大読書器 視覚障害者用活字文書読上装置 盲人用時計（触読式・音声式） 点字ディスプレイ	点字タイプライター 点字図書 点字器（点筆） 電磁調理器 盲人用体重計	盲人用体温計（音声式） 歩行時間延長信号機用小型送信機 情報・通信支援用具
聴覚	聴覚障害者用通信装置 聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害者用情報受信装置	
肢体不自由	便器 入浴担架 移動用リフト T字状、棒状のつえ 訓練いす 特殊便器	特殊マット 体位変換器 移動、移乗支援用具 居宅生活動作補助用具（住宅改修費） 訓練用ベッド	特殊尿器 入浴補助用具 頭部保護帽 特殊寝台 情報・通信支援用具
内部	透析液加温器 人工喉頭 埋め込み型用人工鼻	ネブライザー（吸入器） 携帯用会話補助装置	電気式たん吸引器 酸素ボンベ運搬車
直腸膀胱	収尿器 ストマ装具（蓄便袋・蓄尿袋）	紙おむつ等	
その他	火災警報器	自動消火器	点字ディスプレイ
障知害的	特殊マット 電磁調理器	特殊便器	頭部保護帽

印は18歳以上の方のみ、○印は18歳未満の方のみが対象となります。

【費用】

原則として1割負担。生活保護世帯、又は市民税非課税世帯は無料。（所得制限有）
重度障害者等は、本人と配偶者で「世帯」とみなして費用の判定をします。

【申請手続】

障害程度及び年齢、家族構成等により給付品目等の要件が決められています。必ず購入前に相談してから申請してください。

購入後の申請は助成の対象になりません。

3 住宅改造費の助成

社会福祉課 障害福祉係

☎ 2 2 - 3 4 9 2



【対象者】

年齢が65歳未満で、下肢又は体幹機能の程度が身体障害者手帳1級又は2級の方

【対象箇所】

既存の建物で、浴室・便所・台所・居間や玄関等の改造となります。新築は対象外。

【助成額】

改造にかかった費用の2分の1に相当する額で18万円を限度とします。ただし、一定の所得制限があります。

介護保険による給付が受けられる方は、介護保険制度が優先されます。

4 訪問入浴サービス

社会福祉課 障害福祉係 ☎ 2 2 - 3 4 9 2



在宅での入浴が困難な重度障害者等に対し、移動入浴車にて自宅で入浴介護します。

【対象者】

医師が入浴可能と認めた12歳以上65歳未満の重度の身体障害者
伝染性疾患の有無を確認するための診断書の提出があります。

【費用】

市民税課税世帯：1回につき 1,260円

市民税非課税世帯：無料

5 意思疎通支援者派遣事業

社会福祉課 障害福祉係 ☎ 2 2 - 3 4 9 2



【対象者】

意思疎通支援者(手話通訳者及び要約筆記者)がいなければ健聴者との円滑な意思の疎通を図ることが困難な方

【派遣の範囲】

時 間：原則 8：30～17：15 相談に応じます。

区 域：原則 千葉県内

場 所：病院・官公庁・裁判所・警察・公共職業安定所・学校等公的機関等・その他

【申請手続】派遣を受けようとする日の7日前までに提出。(ファックス可)

【費用】 無 料

6 グループホーム等入居者家賃の助成

社会福祉課 障害福祉係 ☎ 2 2 - 3 4 9 2



グループホーム等に入居している障害者を対象として、その入居に係る家賃の一部を助成します。

【対象者】

以下4つの条件をすべて兼ねる方

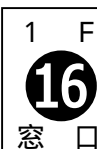
1. 市からグループホーム入居についての支給決定を受けている。
2. 自らグループホーム等の家賃を負担している。
3. 市民税非課税世帯である。
4. 生活保護法に基づく保護を受けていない。

【申請手続】

グループホームを通じて申請書を提出します。

【助成率】

家賃の2分の1（上限額あり）



7 配食サービス

社会福祉課 障害福祉係 ☎ 2 2 - 3 4 9 2

日常生活に支障のある心身障害者に対し、食生活の改善及び健康の増進を図るとともに安否の確認を行うため、昼食の配食サービスを行います。

【対象者】

以下3つの条件をすべて兼ねる方

1. 心身の障害により食事の調理や買い物が困難
2. 障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯
3. 近隣に扶養義務者が居住しない又は居住していても食事の提供が受けられない

【申請手続】

給付申請を提出いただいた後、障害程度、支援の必要性等を調査します。

【費用】

1食450円 ただし、市民税非課税世帯又は生活保護世帯は1食300円です。

8 日中一時支援事業

社会福祉課 障害福祉係

☎ 2 2 - 3 4 9 2



【対象者】

日中において監護者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者及び障害児

【申請手続】

給付申請を提出いただいた後、障害程度、支援の必要性等を調査します。
給付を決定すると受給者証を交付します。

【費用】

原則として1割負担。生活保護世帯、又は市民税非課税世帯は無料。
障害者は、本人と配偶者で「世帯」とみなして費用の判定をします。

9 移動支援事業

社会福祉課 障害福祉係 ☎ 2 2 - 3 4 9 2



屋外での移動が困難な障害者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等のための外出時に移動中の介護を行います。

原則として1日の範囲内で用務が終わる外出に限ります。

通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出等はサービスの対象となりません。

【対象者】

全身性障害者（肢体不自由の程度が1級で両上肢及び両下肢機能障害を有する方）
視覚障害者
知的障害者
精神障害者

【申請手続】

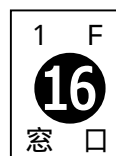
給付申請を提出いただいた後、支援の必要性等を調査します。給付を決定すると受給者証を交付します。

【費用】

原則として1割負担。生活保護世帯、又は市民税非課税世帯は無料。
障害者は、本人と配偶者で「世帯」とみなして費用の判定をします。

10 難聴児補聴器購入費等助成金

社会福祉課 障害福祉係 ☎ 2 2 - 3 4 9 2



身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、健全な言語、社会性の発達を支援するため、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

1.1 マザーズホーム 社会福祉課 マザーズホーム ☎23 3112

発達が気になるお子さんを対象として、館山市コミュニティセンター内の一室を利用し、発達支援を行っています。また、亀田ファミリークリニック等の専門機関から理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等を派遣依頼し内容の充実を図っています。

【実施日】

なのはなルーム（運動発達に心配を抱えるお子さん）

毎週水曜日 10:00～12:00

ひまわりルーム（言葉や情緒、行動面での心配を抱えるお子さん）

火・金曜日 10:00～12:00

4歳児グループ活動日 月2回 (14:30～16:30)

5歳児グループ活動日 月2回 (14:30～16:30)

個別活動日 月～金曜日 (9:30～16:30) 要予約

個別相談 月～金曜日 (9:30～16:30) 要予約

1.2 おもちゃ図書館 社会福祉課 マザーズホーム ☎23 3112

発達が気になる就学前のお子さんや育児に不安や心配を持つ保護者におもちゃとその遊び場を用意し、遊びとふれあいの中で、育児相談やリフレッシュできるような活動を行っています。

【実施日】

毎月第2・第4水曜日 13:30～15:00

【場 所】

所在地 〒294-0045 館山市北条740-1

館山市コミュニティセンター 2階 休養室

1.3 携帯電話料金の割引

通話料等の割引等が利用できます。

割引内容等は携帯電話会社によって異なりますので、詳しくは各社にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 各携帯電話取り扱い窓口

1.4 NTT 電話番号の無料案内

NTT 電話番号案内 ☎ 0120 - 10 4174

104の番号案内サービスが、登録後無料で受けることができます。

【対象者】

視覚障害者：1級から6級

肢体不自由：1級又は2級

(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)

知的障害者：手帳所持者

精神障害者：手帳所持者

1.5 郵便等による投票

館山市選挙管理委員会 ☎ 22 - 3523

選挙の際、自宅で投票用紙に記入し郵便等による投票ができます。また、下記対象者であって身体障害者手帳が上肢又は視覚の障害者1級の方は代理記載の制度があります。なお、申請が必要となりますので選挙管理委員会へお問い合わせ下さい。

【対象者】

両下肢、体幹、移動機能の障害：1級又は2級

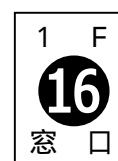
心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸機能障害：1級又は3級

免疫、肝臓機能障害：1級から3級

戦傷病者手帳の障害の程度が上記と同程度の方や介護保険被保険者証に要介護5と記載されている方も対象となります。

1.6 結婚奨励金の支給

社会福祉課 障害福祉係 ☎ 22 - 3492



市内に居住する身体障害者の方が結婚したとき、一組につき20,000円支給します。

1.7 成年後見制度

知的障害や精神障害、認知症などによって判断能力が不十分な方について、家庭裁判所が本人や配偶者や親族の申立にもとづいて、本人の代理をする権限を持った援助者（後見人・保佐人・補助人）を決めることにより、日常の生活を送る上で、契約や財産管理について不利益を被る（例えば、悪徳商法等の被害にあう等）ことがないようにする制度です。

配偶者・2親等以内の親族がいなかったり、いても音信不通の場合、市長がかわって申立てることもできます。申立てに必要な費用は、原則として申立人が負担します。

従来の禁治産・準禁治産制度が改正されたもので戸籍には記載されません。

【対象者】

知的障害や精神障害、認知症等で判断能力が不十分な方

【問い合わせ先】

安房地域権利擁護推進センター ☎04-7093-5000

千葉県社会福祉協議会(千葉県後見支援センター)

☎043-204-6012

家庭裁判所 ☎22-2273

社会福祉課 ☎22-3492

高齢者福祉課 ☎22-3487

1.8 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者等に対し、成年後見制度の利用（親族等申立審判請求の費用、後見人等の報酬）を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ります。

【対象者】

親族等申立審判請求の費用の助成

知的障害者又は精神障害者の親族等が行った成年後見等の開始の申立審判請求に要した費用の全部又は一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるもの

後見人等報酬の助成

成年後見等の開始の審判を受けた知的障害者又は精神障害者で、後見人等の報酬の全部又は一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるもの

【問い合わせ先】

社会福祉課 ☎22-3492

高齢者福祉課 ☎22-3487

19 訪問理美容サービス利用助成

在宅で生活している外出が困難な要介護者や障害者を対象に、自宅で訪問理美容サービスを受ける際にかかる費用の一部を助成します。

【対象者】

館山市に住所があり在宅で生活をしていて、自ら又は介助があっても外出が困難な方で、次のいずれかに該当する方

施設入所、入院中の方は対象にはなりません。

介護保険の要介護4、要介護5の認定を受けている方

身体障害者手帳をお持ちの方のうち、下肢又は体幹機能障害の等級が1級、2級の方

、と同等程度の障害のある方

【助成】

訪問理美容サービス1回の利用について、2,000円(利用券1枚)を助成します。なお、申請月によって利用券の交付枚数が異なります。

申請月	交付枚数
4月～6月	4枚
7月～9月	3枚
10月～12月	2枚
1月～3月	1枚

利用券の有効期限は3月末です。

【申請手続】

高齢者福祉課(又は社会福祉課)にサービスの利用を申請してください。審査のうえ、利用券を郵送します。

利用券といっしょにお送りする協力理美容店一覧の中から希望の店舗を選び、店舗に直接電話をして料金の確認や訪問日程等の調節を行ってください。

その際に、市の「訪問理美容サービス助成」を利用することを伝えてください。

利用券が使えるのは、市に登録した協力理美容店に限ります。

訪問理美容サービス終了後に理美容店に利用券1枚を渡し、差額の料金をお支払いください。

【問い合わせ先】

高齢者福祉課 ☎ 22 - 3487 社会福祉課 ☎ 22 - 3492

8.税金・公共料金



1 自動車税（環境性能割・種別割）及び軽自動車税（環境性能割・種別割）の減免

身体障害者等のために利用される自動車について一定の要件に該当する場合は、自動車税（環境性能割・種別割）及び軽自動車税（環境性能割・種別割）の減免を行う制度を設けています。この制度は、身体障害者等 1 人につき 1 台の自動車に限られています。なお、自動車税（環境性能割・種別割）及び軽自動車税（環境性能割・種別割）の二重減免はできません。

【身体障害者等の範囲】

手帳の種類	障害の区分		障害の級別及び程度
			自動車・軽自動車
身体障害者手帳	視覚障害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1
	聴覚障害		2 級及び 3 級
	平衡機能障害		3 級
	音声機能又は言語機能障害		3 級（喉頭摘出に係るものに限る）
	上肢不自由		1 級及び 2 級
	下肢不自由		1 級から 6 級までの各級
	体幹不自由		1 級から 3 級までの各級及び 5 級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸又は小腸の各機能障害		1 級、3 級及び 4 級
	肝臓機能障害		1 級から 4 級までの各級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級
移動機能		1 級から 6 級までの各級	
戦傷病者手帳	視覚、聴覚障害又は平衡機能障害		特別項症から第 4 項症までの各項症
	音声機能又は言語機能障害		特別項症から第 2 項症までの各項症（喉頭摘出に係るものに限る）
	上肢不自由		特別項症から第 3 項症までの各項症
	下肢不自由		特別項症から第 6 項症までの各項症及び第 1 款症から第 3 款症までの各款症
	体幹不自由		特別項症から第 5 項症までの各項症
療育手帳	療育手帳のみ		A（A の 1、A の 2）又は A の 1
	療育手帳と身体障害者手帳		A の 2 で音声若しくは言語又は上肢の機能障害があり、身体障害者手帳に「3 級」の記載がある方
精神障害者保健福祉手帳	障害者手帳のみ		1 級

【減免対象及び提出書類】

減免のための要件は対象となる自動車の所有者、運転者が以下の場合のみです。また、所有者の世帯に身体障害者本人がいることが必要です。なお、入院中である等、手帳所持者の移動のために自動車を利用していない場合は減免の対象となりません。

自動車の所有者	自動車の運転者	要件等
手帳所持者本人	手帳所持者本人	
手帳所持者本人又は同居の家族等	手帳所持者本人又は同居の家族等	手帳所持者と生計を一にし、手帳所持者の移動のために使用する自動車であること
手帳所持者本人	常時介護者	身体障害者のみで構成される世帯であること

【申請の手続き】

自動車税（種別割）は次のうちいずれか遅い日までに申請が必要です。

- 1 納税通知書の納期限（5月末）
- 2 自動車の登録の日又は障害者手帳等の交付日から1か月以内
- 3 減免をうけていた車の抹消登録日から1か月以内

[持ち物] 身体障害者手帳等、自動車検査証、運転免許証、印鑑
自動車税等に係る生計同一証明書

軽自動車税（種別割）は毎年度、納税通知書発送日から納期限（5月末）前日までに申請が必要です。

[持ち物] 申請書、納税通知書、身体障害者手帳等、運転免許証

自動車税（環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）は、自動車の登録日から1か月以内に申請が必要です。

提出書類は、ケースにより異なりますので、お問い合わせください。

提出書類のうち、生計同一証明書及び常時介護証明書が必要な場合は、社会福祉課にて発行しますので、次の書類等を揃えて申請してください。

身体障害者手帳 自動車検査証 運転する人の免許証 印鑑

なお、生計同一証明書に代えて、住民票と使用目的を証する書類（通院、通学、通勤証明書等）でも申請することができます。

【申請先】

税の種類	問い合わせ先
自動車税（環境性能割・種別割）	自動車税事務所 ☎ 0 4 3 - 2 4 3 - 2 7 2 1
軽自動車税（環境性能割）	館山県税事務所 ☎ 2 2 - 7 1 1 7
軽自動車税（種別割）	総務部 税務課 ☎ 2 2 - 3 2 6 1

2 所得税・住民税等の控除・減額

本人、税法でいう同一生計配偶者又は扶養親族が障害者である場合、障害者控除（所得控除）が受けられます。年末調整又は確定申告の際、手帳を提示して手続きしてください。

【対象者】

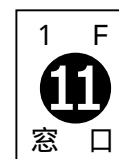
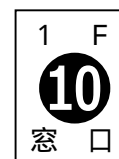
	特別障害者控除	障害者控除	同居特別障害者控除
	身体障害者手帳 1・2級 療育手帳 A から A の 2 精神障害者保健福祉手帳 1級	身体障害者手帳 3 から 6 級 療育手帳 B の 1・2 精神障害者保健福祉手帳 2・3 級	同居の同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者である場合
所得税 控除額	40万円	27万円	75万円
住民税 控除額	30万円	26万円	53万円
	前年所得の合計額が135万円以下の障害者 非課税		

税制度の変更等により、控除額等の内容が変わる場合があります。

障害者本人又は障害者と同居を常況としている親族が家屋について特定の居住改修工事（いわゆるバリアフリー改修工事）等をした場合、所得税の税額控除や固定資産税の減額を受けられる場合があります。

【問い合わせ先】

所得税について 館山税務署 ☎ 22 - 0101
住民税について 総務部税務課 ☎ 22 - 3262
固定資産税について 総務部税務課 ☎ 22 - 3261



固定資産税 住民税

3 NHK 放送受信料の減免

次に該当する方は、NHK 放送受信料が半額又は全額免除になります。

	対象	適用条件
全額免除	身体障害者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税、非課税の場合 世帯分離されていても住所が同一であれば1つの世帯
	知的障害者	知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税、非課税の場合 世帯分離されていても住所が同一であれば1つの世帯
	精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税、非課税の場合 世帯分離されていても住所が同一であれば1つの世帯
半額免除	視覚・聴覚障害者	身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の身体障害者	身体障害者手帳の1級又は2級の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の知的障害者	知的障害者 A、A の 1、A の 2、A の 1、A の 2 と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳 1 級の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の戦傷病者	戦傷病者手帳特別項症から第 1 款症の方が、世帯主で受信契約者の場合

印鑑と手帳を持参し、社会福祉課窓口にて申請してください。

【問い合わせ先】 NHK ふれあいセンター ☎ 0570 - 077 - 077

4 少額貯蓄の利子等の非課税

対象者が受け取る一定の預貯金等の利子等については、一定の手続きを要件に非課税の適用を受けることができます。

【対象者】

障害者手帳の交付を受けている方

【非課税となる預貯金等】

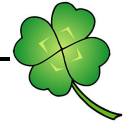
預貯金等の種類	非課税限度枠
銀行などの預貯金、貸付信託、公社債、公社債投資信託など(マル優)	350万円
利付国債、公募地方債(特別マル優)	350万円

この制度を利用するには、預け入れ等の際に、金融機関の窓口などに障害者手帳、個人番号（マイナンバー）、証書等および住民票の写しなどを提示して確認を受ける必要があります。

【問い合わせ先】

各金融機関

9.交通



1 有料道路通行料金の割引

障害者の親族等が所有する車を障害者の移動のために有料道路を利用する場合、通行料金が割引されます。手続きは、社会福祉課窓口にて行います。

【対象者】

1. 身体障害者手帳に「第2種」と記載のある方で障害者本人が運転する場合
2. 身体障害者手帳又は療育手帳に「第1種」と記載のある方で障害者本人以外の方が運転し、障害者本人が同乗する場合
2の場合は障害者本人の運転でも対象になります。
療育手帳は、A、Aの1、Aの2、Aの1、Aの2の方が対象になります。

【要件】

1. 対象となる障害者1人につき1台のみ登録することができます。
2. 車種要件等により、登録できない自動車があります。

【制度と割引】

1. 割引措置の有効期限は原則2年となります。
手帳の再認定がある方はその月の月末までになります。
2. 更新は、期限2か月前より手続きができます。
3. 割引料金は通常料金の半額（端数切り上げ）となります。

【必要書類】

ETC をご利用にならない場合	身体障害者手帳又は療育手帳
	自動車検査証又は軽自動車届出済証
	運転免許証
	割賦契約書またはリース契約書
ETC をご利用になる場合	身体障害者手帳又は療育手帳
	自動車検査証又は軽自動車届出済証
	運転免許証
	割賦契約書またはリース契約書
	ETC カード（障害者本人名義のもの）
	ETC 車載器の管理番号が確認できるもの （ETC 車載器セットアップ申込書・証明書等）

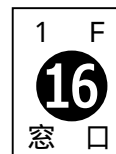
代理人による申請の場合は、委任状が必要となります。

【問い合わせ先】

有料道路 ETC 割引係 ☎ 0 4 5 - 4 7 7 - 1 2 3 3
（受付時間 平日 9：00～17：00）

2 福祉タクシー利用助成

社会福祉課 障害福祉係 ☎ 2 2 - 3 4 9 2



重度障害者（児）が市で指定した事業所の福祉タクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成し障害者の社会参加を促進する制度です。

【対象者】

身体障害者手帳：1級のもの

視覚、下肢、体幹機能障害については2級以上のもの

療育手帳：A、Aの1、Aの2、Aの1、Aの2

【助成】

1回の利用につき600円を上限とした助成券（年間24枚）を交付します。

ただし、じん臓機能障害（1級）は年間48枚となります。

毎年度4月以降申請が必要となります。

【所得制限】

対象者及び配偶者の所得が一定をこえる場合は交付できません。

【対象タクシー会社】

タクシー会社：鏡浦・昼夜・南房

福祉車両：やすらぎの郷・結いの会・たんぼぼの会・雲母（きらら）
ブリスキャブ・まきの実・福祉タクシー千休
福祉タクシーエンジェル・介護タクシーハッピーライフ24
介護タクシー南風・介護タクシー愛ケアサービス
ケアタクシーみなみ・みのり介護タクシー
介護タクシーほっこり・介護タクシーファミリア

3 タクシー運賃の割引

身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方は、タクシー運賃の割引制度が適用されます。ただし、各県の事業者団体が実施していますので、適用されるか必ず乗務員に確認してください。

【利用方法】

タクシー利用時に、身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。

【割引率】 原則1割引

【問い合わせ先】

所在地 〒260-0855 千葉市中央区市場町7番地9号
千葉県土地開発公社内
千葉県タクシー協会

電話 043-307-7002

4 運賃の割引

身体障害者手帳又は療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第1種又は第2種の記載がある場合は、各発売窓口へ手帳を提示することにより運賃の割引が受けられます。その他の交通機関による運賃割引の詳細は、事前に各事業者へお問い合わせください。

【対象者】

1. 身体障害者手帳所持者及び介護者
2. 療育手帳所持者及び介護者
3. 精神障害者保健福祉手帳所持者及び介護者（航空旅客運賃の割引のみ適用）

鉄道（JR）旅客運賃の割引

種別	対象者（距離制限）	本人の年齢	適用乗車券	割引率
1種	本人のみ （片道100kmを越える区間）	制限なし	普通乗車券	5割
	本人+介護者（1人） （距離の制限なし）	制限なし	普通乗車券・急行券 回数乗車券・定期乗車券	各5割
2種	本人のみ （片道100kmを越える区間）	制限なし	普通乗車券	5割
	本人+介護者 （距離の制限なし）	12歳未満	定期乗車券（介護者は通勤定期乗車券に限る）	各5割

小児の定期乗車券は割引になりません。

バス運賃の割引

種別	対象者（利用者）	割引率及び割引要件
1種	本人+介護者	各5割
2種	本人のみ	5割

航空旅客運賃の割引（手帳所持者が12歳以上の場合のみ対象）

種別	対象者（利用者）	割引率及び割引要件
1種	本人のみ又は 本人+介護者（1人）	航空運送事業者または路線によって異なることがありますので、詳細は各事業者へお問い合わせください。
2種	本人のみ	

その他の交通機関の運賃についても割引を受けられる場合がありますので、各事業所へ事前にお問い合わせください。

内部障害者（心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸）で0種と記入されている方は手帳の書換えが必要になりますので、社会福祉課に手帳と印鑑を持参し手続きをしてください。

5 福祉カーの貸付

高齡者福祉課 高齡者福祉係 ☎ 2 2 - 3 4 8 7

1 F

窓 □

心身障害者（児）の社会参加を促進するために福祉カーを貸し出します。

【要件】

- 貸付料：無料（ただし、使用燃料分は利用者負担）
- 貸付期間：原則として2日以内（場合により延長可）
- 対象車両：軽車両（車椅子対応）

6 身体障害者用自動車改造費の助成

社会福祉課 障害福祉係 ☎ 2 2 - 3 4 9 2

1 F

16

窓 □

重度身体障害者の就労など社会復帰のために、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する経費の一部を助成します。

【対象者】

次のいずれにも該当する方が対象です。

- 1．身体障害者の障害程度が上肢・下肢又は体幹の級別が1級又は2級障害の方
- 2．自動車運転免許証を有する方
- 3．就労などに伴い、自ら所有し運転する自動車の操向装置（ハンドル）及び駆動装置（アクセル及びブレーキ）等の一部を改造する必要があるもの
- 4．前年の所得額が所得制限額を超えない方

【助成額】

1件あたり10万円を上限とします。

【支給制限】

1人につき1回に限るものとします。ただし、自動車を更新するときはこの限りではありません。

【申請手続】

自動車の改造前又は改造後の12か月以内に、申請書に次の書類を添えて提出してください。

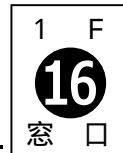
- 1．身体障害者手帳の写し
- 2．自動車運転免許証の写し
- 3．申請者の前年分の所得金額が確認できる書類
- 4．自動車検査証の写し
- 5．改造を行う業者の見積書（改造箇所、改造経費を明らかにしたもの）

運転免許センター適性相談室（☎043-274-2000）

において適正検査の結果、条件に基づき改造となります。

7 自動車運転免許取得費助成

社会福祉課 障害福祉係 ☎ 2 2 - 3 4 9 2



【対象者】

次のいずれにも該当する方が対象です。

- 1 . 身体障害者手帳の1級から4級までの方
- 2 . 免許の取得により就労が見込まれるなど、社会活動への参加の効果がある方

【助成額】

対象経費の3分の2以内とし、1人あたり10万円を上限とします。

対象経費は、免許取得に直接要した費用(入所料、教材費、適正検査料、教習料、検定料、仮免許申請書、その他必要経費)です。

【支給制限】

原則として対象者1人につき1回に限ります。

【申請手続】

免許取得前又は取得後の12か月以内に、申請書と手帳の写しを提出してください。

8 駐車禁止適用除外

公安委員会では障害者の活動の場を広げる一助として、指定した場所に駐車できるよう駐車禁止規制の対象から除外するよう措置をとっています。

【対象者】

身体障害者： 視覚障害者1級から3級及び4級の1
聴覚障害者2級及び3級
平衡機能障害3級
上肢不自由1級、2級の1及び2級の2
下肢不自由1級から4級までの各級
体幹不自由1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変運動機能障害
上肢機能：1級及び2級(上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
移動機能：1級から2級までの各級
心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸障害1級及び3級
免疫機能障害、肝臓機能障害1級から3級までの各級

知的障害者：A、Aの1、Aの2、Aの1、Aの2

精神障害者：1級

小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている色素性乾皮症の方

【問い合わせ・申請先】

所在地 〒294 - 0045 館山市北条648 - 1 館山警察署交通課

電話 23 - 0110

9 ちば障害者等用駐車区画利用証制度

公共施設や商業施設などに設置されている障害者等用駐車区画を必要とする、障害者、介護が必要な高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難と認められる人に利用証を交付することにより、同区画の適正利用を図る制度です。

【対象者】本制度の対象者は、「障害者等用駐車区画」の利用を必要とする以下の人です。

運転免許証を有していることは要件ではありません。

申請者は、要件に該当する個人です。施設等は申請者にはなれませんが、施設の従業員等が本人の代理人として利用証を受け取ることは可能です。

区 分		交付基準	申請に必要な書類	有効期間	
身体障害者	視覚障害	4級以上	身体障害者手帳	無期限 (対象者としての基準に該当しなくなるまで)	
	聴覚障害	3級以上			
	平衡機能障害	5級以上			
	肢体不自由	上肢			2級以上
		下肢			6級以上
		体幹			5級以上
		脳原性運動機能障害			上肢機能 移動機能
	内部障害(免疫機能障害を含む)				4級以上
知的障害者	療育手帳の障害程度の欄がAの2以上の者	療育手帳			
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の障害区分が1級の者	精神障害者保健福祉手帳			
難病患者	特定疾患医療受給者、 特定医療費(指定難病)受給者、 小児慢性特定疾病医療受給者	次に掲げるいずれかの書類 ・特定疾患医療受給者証 ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証			
高齢者等	介護保険の要介護状態の区分が要介護1以上である者	介護保険被保険者証			
妊産婦	妊娠7箇月～出産予定日から1年の者	母子健康手帳	妊娠7箇月～ 出産予定日から1年()		
けが人等	医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者	次に掲げる全ての書類 ・医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書等 ・身分証明書(保険証、運転免許証等)	必要と認める期間 (原則1年以内)		

() 出産後は乳児と同伴の場合に限る。

【申請先】

館山市 健康福祉部 社会福祉課

【問い合わせ・郵送申請先】

千葉県 健康福祉部 健康福祉指導課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

電話：043-223-3924



10.就労



ハローワーク館山（公共職業安定所）

障害者担当官が、障害者の方にその方の能力に適した職業を斡旋します。

【問い合わせ先】

所在地 〒294 - 0047 館山市八幡815 - 2

電話 22 - 2236

障害者就業・生活支援センター中里

公共職業安定所、社会福祉施設、医療機関、特別支援学校等と連携しながら、障害のある方の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言・職業準備訓練のあっせんなどを行っています。また、障害のある方を雇用する企業を支援しています。

【問い合わせ先】

所在地 〒294 - 0231 館山市中里291

電話 20 - 7188

千葉障害者職業センター

障害者の就職相談及び職業能力評価、事業所への障害者の受け入れ指導などを行っています。

【問い合わせ先】

所在地 〒261 - 0001 千葉市美浜区幸町1 - 1 - 3

電話 043 - 204 - 2080

千葉県障害者就業支援キャリアセンター

就職に関する相談センターでの訓練、実習及び就労時の職場支援等の就労におけるサポートを行っています。

【問い合わせ先】

所在地 〒261 - 0002 千葉市美浜区新港43

電話 043 - 204 - 2385

千葉県立障害者高等技術専門校

障害者が就業の場を得るために必要とされる職業訓練を行っています。

【問い合わせ先】

所在地 〒266 - 0014 千葉市緑区大金沢町470

電話 043 - 291 - 7744

知的障害者職親委託事業 社会福祉課 障害福祉係 ☎ 2.2 - 3.4.9.2

障害者の更生援護に熱意を持っている事業経営者を職親として登録し、障害者の生活指導及び技能習得訓練を行ないます。

【対象者】

千葉県中央障害者相談センターの判定の結果、適当と認められた知的障害者の方を職親委託期間として1年以内の期間を定めて職親に委託します。

1 1.福祉施設



1 指定相談支援事業者（安房地区）

障害のある方が障害者（児）福祉サービス（ 21 ページ）を利用する前に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

名 称	身 体	知 的	精 神	難 病	障 害 児	住 所	電 話
ライフサポートなかざと						館山市中里 2 8 8 - 1	2 8 - 2 0 2 2
ライフサポートソレイユ						館山市中里 2 9 1	2 8 - 2 4 2 2
指定特定相談支援事業所なんよう						館山市沼 9 4 - 2	2 8 - 5 5 5 1
てとて相談室						館山市長須賀 556 - 23	2 9 - 5 8 5 9
相談支援事業所 古茂口の家	○					館山市古茂口 6 8	2 3 - 9 2 5 0
相談支援センター タなぎ						館山市北条 2181-3 平嶋ビル 2 階	2 8 - 4 5 5 8
相談支援事業所 梨の実						館山市八幡 314 - 40	2 2 - 2 4 2 4
指定特定相談支援事業所 コラボ						館山市長須賀 682-2	2 8 - 4 9 1 9
陽相談室						館山市佐野 358	070-4309-0850
指定相談支援事業所しあわせの里						鴨川市大幡 1243-2	04-7098-1110
オレンジハウス相談支援センター						鴨川市横渚 881-6	04-7094-5991
ふれあい障害者相談支援サービス						鴨川市八色 887 - 1	04-7099-0823
さくらケアサービス（居宅介護支援事業所）						鴨川市滑谷 4 6	04-7092-4704
嶺岡園 指定特定相談支援事業所						鴨川市太海 630 - 4	04-7092-9711
相談支援事業所 にじいろはうす						鴨川市打墨 793	04-7096-6423
安房地域生活支援センター						南房総市谷向 166-2	3 6 - 4 8 8 8
ふる里学舎和田浦						南房総市黒岩 1190-1	40-7227
ふる里学舎千倉生活介護						南房総市千倉町瀬戸 2421-1	29-7788
相談支援 おらが家						南房総市白浜町滝口 5175 - 19	28-5558
相談支援事業所 輪 RIN						南房総市岩糸 1629	070-3860-3010
相談支援事業所 まいわい						南房総市千倉町瀬戸 3548 - 5	070-4546-9090
指定特定相談支援事業所 N コネクト	○	○	○		○	南房総市千倉町牧田 164 - 1	080-2489-9186

2 入所施設・訓練施設（安房地区）

名 称	身 体	知 的	精 神	障 害 児	住 所	電 話
指定障害者支援施設中里の家					館山市中里 2 8 8 - 1	2 8 - 2 0 2 2
指定障害者支援施設中里ワークホ ーム					館山市中里 2 9 1	2 8 - 2 4 2 2
指定障害者支援施設しあわせの里					鴨川市大幡 1 2 4 3 - 2	04-7098-1110
障害者支援施設嶺岡園					鴨川市太海 6 3 0 - 4	04-7092-9711
指定障害者支援施設ふる里学舎和 田浦					南房総市和田町黒岩 1 1 9 0 - 1	4 0 - 7 2 2 7
みよし野 まほろば					南房総市谷向 1 6 6 - 2	3 6 - 2 3 1 4
ふる里学舎千倉					南房総市瀬戸 2 4 2 1 - 1	2 9 - 7 7 8 8
らんまん					鴨川市大幡 1 2 4 5	04-7098-1800
やわたの杜					館山市八幡 4 6 6 - 1	2 9 - 7 4 6 6
WARP					館山市長須賀 1 9 5 館山ウィズホール1階	2 8 - 5 7 5 0
女性アディクション支援センター					館山市館山 1 4 1 4 - 1	2 9 - 5 0 7 0
デイサービスセンターあそぼ					南房総市千倉町平館 6 4 0 - 1	4 0 - 0 6 8 0
ラフターズ					南房総市千倉町大川 9 1 2 - 2	080-9306-6226
おどのうち					南房総市白浜町白浜 3 4 6 4	2 9 - 5 4 5 2
みよし野まほろば					南房総市谷向 1 6 6 の 2	3 6 - 2 5 7 3
みつばちワーク					南房総市千倉町瀬戸 2 4 7 4	2 8 - 5 7 8 2

3 短期入所施設（安房地区）

名 称	身 体	知 的	精 神	難 病	障 害 児	住 所	電 話
指定障害者支援施設中里の家						館山市中里 2 8 8 - 1	2 8 - 2 0 2 2
指定障害者支援施設中里ワークホーム						館山市中里 2 9 1	2 8 - 2 4 2 2
コミュニティーケア こまくさ						館山市佐野 3 5 8	2 8 - 3 0 0 2
介護老人保健施設なのはな館みさき						館山市浜田 110-1	2 9 - 2 7 0 0
指定障害者支援施設しあわせの里						鴨川市大幡 1 2 4 3 - 2	04-7098-1110
複合型サービス事業所フローラ						鴨川市八色 429 番地	04-7094-4365
障害者支援施設ふる里学舎和田浦						南房総市和田町黒岩 1 1 9 0 - 1	4 0 - 7 2 2 7
花の谷クリニック短期入所事業所						南房総市千倉町白子 2 4 4 6	4 4 - 5 3 6 3
ふる里学舎千倉						南房総市千倉町瀬戸 2 4 2 1 - 2	2 9 - 7 7 8 8
ふる里学舎千倉 生活介護						南房総市千倉町瀬戸 2 4 2 1 - 2	2 9 - 7 7 8 8
みよし野 まほろば						南房総市谷向 1 6 6 - 2	3 6 - 2 3 1 4
小規模多機能 ろくじろう						南房総市白浜町滝口 5 1 7 5 - 1	2 8 - 5 5 4 1
ゆり庵 あかつき	○	○	○	○		館山市下真倉 3 7 2 - 1	2 2 - 5 5 1 1
アイル 神満 GH 空床による 風の素 波の素 陽の素			○	○		館山市宮城 195-3	2 8 - 4 6 1 6
グループホーム輝邦	○	○	○	○		館山市古茂口 2-1	2 9 - 7 4 7 1

4 共同生活施設（市内）

主たる事業所・施設名称	身体	知的	精神	問合せ先住所	問合せ先電話
グループホームなの花 沼憩いの家 八幡憩いの家 八幡ふれあいハウス エトワール九重 ベル九重 なの花ホーム ロータス八幡				館山市館山1034-2	23-5922
グループホームみなと グループホームみなとA棟 グループホームみなとB棟 グループホームみなとC棟				館山市湊327-4	23-4521 23-2636
グループホームあーばん コーポアーバン なみふく				館山市北条2181-3 平嶋ビル2階	23-7768
ケアホームなかざと ほほえみ はばたき かがやき				館山市中里288-1	28-2022
あわの風 グループホーム中央ハイツ	○	○	○	館山市北条1170-3	22-1390
ケアホーム平砂浦				館山市中里291	28-2422
さくら 大和 出雲 以心 伝心 上気元 青い鳥				館山市湊385-1	22-5511
館山ダルクグループホーム 白浜ハウス 水岡ハウス 安東ハウス 九重ハウス 八幡ハウス 那古ハウス 宮城ハウス 大賀ハウス 北条ハウス 沼ハウス 湊ハウス 豊房ハウス 渚ハウス フォレストハウス・ゴリラ フォレストハウス・ティラノ フォレストハウス・ピジョン				館山市長須賀195 館山ウィズホール1階	28-5750
サーズグループホーム				館山市北条1841-8 パインズマンション1304	29-5070
シーサイドプレイス				館山市犬石1916	28-4314
そよかぜ事業所 そよかぜ こもれび こもれび長須賀、長須賀、長須賀 こもれび川崎				館山市館山872-1	23-1218
なんよう なんようA棟 なんようB棟				館山市沼94-2	28-5551
安房寺子屋 神楽・楽天・喜楽・楽苑				館山市八幡331-1	29-7878

主たる事業所・施設名称	身体	知的	精神	問合せ先住所	問合せ先電話
グループホーム 輝邦	○	○	○	館山市古茂口 2-1	29 - 7471
神満(カナマン) 風の素 波の素 陽の素		○	○	館山市宮城 195-3	28 - 4616
グループホームタッチ	○	○	○	館山市水岡 795-1	29 - 7830
さくら子庵 グループホーム 一歩 三步		○	○	館山市犬石 1496 - 153 館山市犬石 1514 - 4.3	28 2115
グループホーム CAMEL	○	○	○	館山市亀ヶ原 537 - 2	29 - 7125
グループホームみよしの 北条ホーム 正木ホーム				南房総市谷向 166 - 2 (本部所在地)	36 - 4888
共同生活援助事業所 グループホーム花華・花夢・花凜				南房総市岩糸 1629 南房総市安馬谷 2245 - 2 館山市山本 916 - 3	46 - 2212 40 - 5080
ゆめ 伊達企画(株) シェアハウスこころ シェアハウスひらく シェアハウスてらす				館山市北条 113-3	29 - 7580
太陽の家				館山市中里 316 番地の 1	080-3081-8572
グループホーム南天				早物 12 - 3	29 - 7752

5 通所施設（市内）

名称	内容	身体	知的	精神	難病	障害児	住所	電話
セットアップ	就労継続支援A型						館山市佐野1037	23-2636
Open	就労継続支援A型		○	○	○		館山市神余4359-118	28-5711
ゆみの里	就労継続支援AB 多機能型		○	○	○		館山市洲宮33	29-3661
就労継続支援 エール	就労継続支援A型 就労継続支援B型		○	○			館山市北条685番地	24-0815
館山憩いの家 共同作業所	就労継続支援B型	○	○	○			館山市館山1034-2	23-5922
中里ワークホーム	生活介護 就労継続支援B型 日中一時支援						館山市中里291	28-2422
中里の家	生活介護 日中一時支援						館山市中里288-1	28-2022
療養通所介護事業 所センターキュア	生活介護 日中一時支援						館山市亀ヶ原751-1	27-2239
生活介護事業所 桜の里	生活介護 日中一時支援						館山市山本690-2	28-4770
駅前デイサービス みのりの家	生活介護						館山市北条2321	28-4601
やまつみ	生活介護						館山市北条1183-1	29-7299
わたつみ	就労継続支援B型						館山市北条1183-1	28-4311
コミュニティケア こまくさ	生活介護 放課後等デイサー ビス						館山市佐野358	28-3002
かにた作業所 エマオ	就労継続支援B型						館山市笠名1267	23-0008
就労継続支援B型 WARP	就労継続支援B型						館山市北条2019-3	28-5293
ソレイユネージュ	就労継続支援B型		○	○			館山市北条317-7 2F	090-8818-1223
つなぎ（旧：愛'S）	就労継続支援B型	○	○	○	○		館山市二子390-3	29-5581
1ステップ	就労継続支援B型		○	○			館山市北条2909	29-5279
就労継続支援B型 事業所「大丈夫」	就労継続支援B型 日中一時支援	○	○	○	○		館山市長須賀682-2	28-4774

名 称	内 容	身 体	知 的	精 神	難 病	障 害 児	住 所	電 話
やわたの杜	生活介護 就労移行支援 就労定着支援						館山市八幡466-1	29-7466
ワークス館山	就労継続支援B型						館山市湊403-1	23-7447
デイサービスセン ター 古茂口の家	生活介護						館山市古茂口68	23-9250
デイサービス たんぼぼの会	生活介護 日中一時支援						館山市下真倉279-1	24-1024
Kai	就労継続支援B型						館山市神余4359-118	28-5711
オンリーワン	就労継続支援B型						館山市北条1625-20- 2F	070-4431-1977
就労継続支援B型 事業所 ららら	就労継続支援B型						館山市犬石104	080-5889-0555
茶の間トミー	地域活動支援セン ター事業(型)						館山市北条2181-3 平嶋ビル2階	28-4557
児童デイセンター こすもす	児童発達支援 放課後等デイサー ビス 保育所等訪問支援						館山市国分44-6	25-7115
ココカラー 館山教室	放課後等デイサー ビス						館山市北条697-5	29-5205
ココカラー 北条教室	放課後等デイサー ビス						館山市北条425	29-7423
アンダンテ館山	放課後等デイサー ビス						館山市北条1872-8 水口ビル3階	29-7577
デイサービスセン ター すわはうす	生活介護 児童発達支援 放課後等デイサー ビス						館山市北条1436-1	28-5033
こどもサポートセ ンターおてて	児童発達支援					○	館山市館山市長須賀 556-23	070-4175-3473
ホースセラピー たてがみ	放課後等デイサー ビス					○	館山市大神宮1210	29-7929
多機能型支援事業 所 くらーばぁ	児童発達支援 放課後等デイサー ビス					○	館山市八幡643-2	29-3735

6 訪問サービス事業所（市内）

名 称	内 容	身 体	知 的	精 神	難 病	児	住 所	電 話
亀田ホームケア サービス館山	居宅介護 （通院等介助×） 重度訪問介護						館山市正木4304-9	20-5320
セントケア南房総	居宅介護 （通院等介助×） 重度訪問介護						館山市正木640-1	20-5550
指定居宅支援事業所 結いの会	居宅介護 （通院等介助） 重度訪問介護 同行援護						館山市安布里166-12	23-8554
特定非営利活動法人 たんぽぽの会	居宅介護 （通院等介助）						館山市下真倉279-1	24-0433
訪問看護ステーション たてやま	居宅介護 （通院等介助）						館山市北条520-1	24-7311
なのはな訪問看護 ステーション	居宅介護 （通院等介助×）						館山市沼1604-4	24-1226
やすらぎ訪問介護 ステーション	居宅介護 （通院等介助） 重度訪問介護						館山市犬石1678-113	20-7575
有限会社みっく	居宅介護 （通院等介助×） 重度訪問介護						館山市笠名5-6	23-3910
ひかり	居宅介護 （通院等介助） 同行援護						館山市神余4190	28-5942
ふわり	移動支援						館山市神余4190	28-5942

7 障害者対応トイレ

館山市内の公共施設には、障害者のためのトイレが整備されています。

【車椅子用トイレ】

八幡海岸公衆トイレ、北条海岸公衆トイレ、JR 館山駅(東口・西口)、館山市役所、城山公園駐車場内公衆トイレ、南館山花つみセンター案内所内公衆トイレ
(以下、利用時間等の確認を要するところ)南総文化ホール、館山市コミュニティセンター、菜の花ホール、県立館山運動公園、“道の駅”南房パラダイス駐車場、“渚の駅”たてやま・渚の駅博物館

【オストメイト対応トイレ】

JR 館山駅(東口)、城山公園駐車場内公衆トイレ、館山市役所、館山市コミュニティセンター、伊戸だいば工房内観光公衆トイレ、“渚の駅”たてやま・渚の駅博物館

1 2 .福祉団体



安房郡市聴覚障害者協会

聴覚障害を持っている方がお互いに励まし、助け合い、生活・文化・教育の向上及び社会参加を図ることなどを目的に活動しています。

館山市身体障害者福祉会

障害を持っている方がお互いに励まし、助け合い、身体の障害を克服し生活の向上、又親睦を図ることなどを目的とし福祉会を作りいろいろな活動をしています。連絡先は社会福祉課へお問い合わせください。

館山市心身障害児者あおぞらの会

心身障害児者の福祉増進のため、さまざまな地域活動を行っています。

館山市手をつなぐ親の会

知的障害者の福祉増進のため、さまざまな地域活動を行っています。

あわの虹

視覚障害者のご家族のための会です。視覚障害者の福祉増進のため、さまざまな地域活動を行っています。

館山市社会福祉協議会

市民の皆さんをはじめ、関係者が中心となって設立された会員組織による民間の福祉活動団体で、市民の福祉向上のためにいろいろな活動を行っています。

【主な事業】

民生資金による資金の貸付（最高5万円以内で無利子）

生活福祉資金の貸付（修学資金・身障更生資金等）

高齢者及び重度障害者居室等増改築改造資金の貸付

高額療養費の貸付（国保の被保険者が対象）

車椅子貸与事業（歩行困難者に対し、短期1週間・長期6か月間貸与）

福祉カーの貸出

つえの給付

声の広報配布（視覚障害者に対し、無料で郵送）

食事サービス（毎月2回ボランティアによる配食）

心配ごと相談

生活困窮者自立支援

日常生活自立支援

詳しいことは、社会福祉協議会事務局にお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

所在地 〒294 - 0045 館山市北条402（館山市役所4号館）

電話 23 5068

FAX 22 - 8805



ご存知ですか？ 障害者のための各種マーク

マーク	名称	マークの意味	関連機関
	障害者のための国際シンボルマーク	障害をもつ人々が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示す世界共通のマークです。なお、このマークはすべての障害者を対象としたものです。	財団法人 日本障害者 リハビリテーション 協会
	身体障害者標識 (障害者マーク)	肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。	各警察署 交通安全協会
	ほじょ犬マーク	身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。補助犬は、体の不自由な方の体の一部となって働いています。社会のマナーや衛生面でもきちんと管理されています。	厚生労働省 社会援護局
	ハートプラスマーク	身体内部に障害を持つ方を表すマークです。外見からは分かりにくく、誤解を受けることがあります。電車の優先席や携帯電話を控える等の配慮をお願いします。	内部障害疾患患者暮らしについて考える ハート・プラスの会
	聴覚障害者国内シンボルマーク (耳マーク)	聴覚障害の方であることを表す国内で使用されているマークです。表示された場合は、筆談や大きな声ではっきり口をあけて話しをするなどご協力をお願いします。	社団法人 全日本難聴者 中途失聴者 団体連合会
	盲人のための国際シンボルマーク	視覚障害を示す世界共通のシンボルマークです。このマークは、手紙や雑誌の冒頭、あるいは歩行用に自由に使用してよいとされています。	社会福祉法人 日本盲人福祉 委員会
	聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、表示については義務となっています。なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は罰せられます。	各警察署 交通安全協会
	オストメイトマーク	人工肛門・人工膀胱を使用している方のための設備があることを表しています。 オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。	社団法人 日本オストミー協会
	ヘルプマーク	外見からは分からない障害等がある方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。	東京都